

参 考 資 料

- 参考資料 1 文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリングについて
..... 1 頁
- 参考資料 2 文化審議会第 10 期文化政策部会委員名簿 2 頁
- 参考資料 3 文化審議会について..... 3 頁
- 参考資料 4 文化審議会第 10 期文化政策部会の主な審議事項..... 4 頁
- 参考資料 5 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）（概要）
..... 5 頁
- 参考資料 6 東日本大震災から 1 年を迎えて（長官メッセージ）
..... 6 頁
- 参考資料 7 東日本大震災からこれまでの文化芸術分野の取組
..... 8 頁

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリングについて

◎ 趣 旨

※ 文化政策部会の審議に資するため、外部有識者より東日本大震災からの創造的復興に向けた取組や課題等について、同部会委員が意見を聞く場とする。

6月28日（木）14：00～16：00（場所：文科省科学技術・学術政策局会議室1）

○ ヒアリング対象の方

赤坂 憲雄 氏（福島県立博物館長、東日本大震災復興構想会議委員）
 神山 梓 氏（東北大学大学院農学研究科博士課程3年、女川町役場勤務）
 亀井 伸雄 氏（東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会委員長、東京文化財研究所長）
 島田 誠 氏（神戸文化支援基金理事長、アーツエイド東北・評議員）
 やまき としぶみ
 八巻 寿文 氏（仙台演劇工房10-BOX 2代目工房長）
 田澤 祐一 氏（日本芸能実演家団体協議会常務理事）（※）

※ 田澤氏は、関伊佐央・実演芸術振興事業部長と2人で発表

○ 文化審議会・文化政策部会委員

太下 義之 委員（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）芸術・文化政策センター主席研究員/センター長）
 岡本真佐子 委員（桐蔭横浜大学教授）
 熊倉 純子 委員（東京藝術大学教授）
 相馬 千秋 委員（フェスティバルトーカー プログラムディレクター）

7月 6日（金）16：30～18：30（場所：文化庁特別会議室）

○ ヒアリング対象の方

赤沼 英男 氏（岩手県立博物館学芸第二課長）
 伊東 豊雄 氏（建築家、建築設計事務所代表）
 大石 時雄 氏（いわき芸術文化交流館アリオス支配人）
 大澤 隆夫 氏（仙台フィルハーモニー管弦楽団参与）
 宮島 達男 氏（東北芸術工科大学副学長）
 村上 裕道 氏（兵庫県教育委員会文化財課長）

○ 文化審議会・文化政策部会委員

太下 義之 委員（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）芸術・文化政策センター主席研究員/センター長）
 岡本真佐子 委員（桐蔭横浜大学教授）
 熊倉 純子 委員（東京藝術大学教授）

※ 平田オリザ氏（劇作家、演出家）は、日程調整がつかなかったため、別途、個別にヒアリングを行う。

文化審議会第10期文化政策部会委員

(平成24年3月12日現在)

あおやぎ まさのり 青柳 正規	(独)国立美術館理事長、国立西洋美術館長
あきもと ゆうじ 秋元 雄史	金沢21世紀美術館長
いとう やすお 伊藤 裕夫	文化政策研究者、元富山大学教授
おおした よしゆき 太下 義之	三菱UFJカード&コンサルティング(株)芸術・文化政策センター主席研究員/センター長
おかもと まさこ 岡本真佐子	桐蔭横浜大学教授
おくやま えみこ 奥山恵美子	仙台市長
かたやま たいすけ 片山 泰輔	静岡文化芸術大学教授
かとう たねお 加藤 種男	公益社団法人企業メセナ協議会専務理事
くまくら すみこ 熊倉 純子	東京藝術大学教授
さとう まこと 佐藤 信	演出家、座・高円寺(東京都杉並区立杉並芸術会館)芸術監督
そうま ちあき 相馬 千秋	フェスティバル/トーキョー プログラムディレクター
なかむら ひろこ 中村 紘子	ピアニスト、ノンフィクション作家
ひらた だいいち 平田 大一	沖縄県文化観光スポーツ部長
みやがわ あきら 宮川 彬良	作曲家、舞台音楽家
みやた りょうへい 宮田 亮平	東京藝術大学長
やまむら こうじ 山村 浩二	東京藝術大学大学院教授、ヤマムラアニメーション(有)代表取締役
ゆあさま なみ 湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
わたなべ やすし 渡辺 靖	慶應義塾大学教授

文化審議会

・文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産・無形文化遺産部会

・世界遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

世界文化遺産特別委員会

第1~第5のワーキンググループ

・世界遺産条約の実施に関する事項の調査審議

・物件種等ごとにワーキンググループを設置

無形文化遺産特別委員会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

国語課題検討小委員会

・国語に係る課題の検討に関すること

日本語教育小委員会

・日本語教育の在り方に関すること

使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関すること

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

法制問題小委員会

・著作権法制度の在り方に関すること

国際小委員会

・国際的ルール作りへの参画の在り方に関すること

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

企画調査会

・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に関すること

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

文化審議会第10期文化政策部会の主な審議事項

1. 設置要項

本部会の設置要項(平成24年3月12日文化審議会決定)において、調査審議事項は以下のとおりとされている。

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

2. 主な審議事項

平成24年度は、第3次基本方針の対象期間(5年間)の2年次に当たるところ、第10期(24年度)部会においても引き続き、第3次基本方針を踏まえ、重点戦略に係るPDCAサイクルの確立に向けて、適切な進行管理を図ることとし、主として以下の事項について調査審議する。

調査審議は委員による意見発表、意見交換を中心に行い、内容に応じ独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」)のプログラム・ディレクター等専門家による意見発表等を求める。

(1) 重点戦略に掲げられた各施策の進捗状況について

「六つの重点戦略」に掲げられた各施策について、23年度における実施状況の検証、24年度実施予定の施策を中心に点検するとともに、不断の改善を図るため、今後の文化政策(予算、制度を含む)について広く検討する。

また、その一環として、東日本大震災から2年目の文化芸術の力を生かした東日本大震災からの復旧・創造的復興等についても適宜検討する。

(2) 重点戦略に掲げられた主な施策の目標設定、評価手法等について

「六つの重点戦略」に掲げられた主な施策について、評価の前提となる的確な目標の設定、目標を実現するために必要となる事業の検討、施策の効果・達成度を的確に把握するための視点、指標、測定方法の導入等を含め、適切な評価手法を確立することが不可欠である。

このため、現在、試行している日本版アールカウンシル事業の進捗状況について、振興会から適宜報告を受けつつ、文化庁において実施する調査研究の実施状況を踏まえ、文化芸術に関する施策の評価手法について検討する。

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠
→ 何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」
→ 持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの



**国の政策の根幹に据え、
今こそ「文化芸術立国」を目指す**

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

① 成熟社会における成長の源泉

- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

② 文化芸術振興の波及力

- 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

③ 社会を挙げての文化芸術振興

- 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆ 文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆ 諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
- ◆ 劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
- ◆ 美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
- ◆ 民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
- ◆ 国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2 文化芸術を創造し、 支える人材の充実

- ◆ 若手をはじめ芸術家の育成支援
- ◆ 文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
- ◆ 文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

戦略3 子どもや若者を対象とした 文化芸術振興策の充実

- ◆ 芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆ コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆ 計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆ 積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
- ◆ 文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
- ◆ アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

戦略5 文化芸術の地域振興、 観光・産業振興等への活用

- ◆ 有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
- ◆ 新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

- ◆ 海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ◆ 中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- ◆ 文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実
- ◆ 文化財分野の国際協力の充実
- ◆ 東アジアにおける国際文化交流の推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- (1) 横断的かつ総合的な施策の実施
 - 重点戦略相互の施策を横断的に実施
 - 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施
- (2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章(第8条以下)の各条に沿って基本的施策を列挙



HOME > 文化財 > 東北地方太平洋沖地震 関連情報 > 東日本大震災から1年を迎えて

東日本大震災から1年を迎えて

平成24年3月11日

文化庁長官 近藤誠一

昨年の東日本大震災から一年を迎えるに当たり、尊い命を奪われた方々に、改めて衷心より哀悼の意を表します。また今なお厳しい生活環境におかれている被災者の方々に対しても、心からお見舞いを申し上げ、その復旧・復興へのたゆまないご努力に敬意を表します。

またこの機会に、文化芸術分野での復旧・復興にご寄附を頂いた内外の方々や、現地や日本のみならず世界各地でチャリティー公演や美術品のオークション等を行い、被災者の方々に物心両面で温かいご支援を頂いたアーティストの方々に、心から御礼を申し上げます。日本には世界に多くの友達がいること、そしてアートには国境や文化を越えて人々を結びつける強い力があることを改めて実感しました。さらに文化財の修復・復旧のための事業に専門家を派遣いただいた各研究所・大学等や、被災地の文化芸術振興のための仕組みづくりにご協力頂いた芸術関連団体の皆様にも御礼を申し上げます。

文化庁は、様々な方々の協力を得て、大震災直後から様々な活動を行ってきましたが、それらを類型別に整理すると以下ようになります。

- (イ) 文化財・文化会館等の被災状況や、公演等への影響の把握・調査
- (ロ) 被災した文化財・文化施設の修理・復旧
- (ハ) 修理・復旧に必要な予算の確保、内外からの寄附の呼びかけ
- (ニ) 被災地の学校や避難所の子供たちを元気づけるための文化芸術体験機会の提供
- (ホ) 文化芸術による復興支援活動のために、芸術家や団体等と被災地をつなぐ新たな仕組みの構築
- (ヘ) いわゆる風評被害を軽減するためのメッセージの発出や、文化行事への外交団の招待
- (ト) 過剰な公演等自粛ムードを差し控えることの呼びかけ

これらの事業の詳細は下記のリンクをご参照頂きたいと思いますが、いくつか注目すべき点を挙げれば以下の通りです。

- ・被災した文化財は、国指定のものを中心にみても、1都18県で計744件に上り、阪神・淡路大震災の際の173件を大きく上回ること。しかし幸い国宝級のもの被災は5件にとどまったこと。
- ・文化財の復旧は、かなり早い時期から美術工芸品等を対象とする「文化財レスキュー事業」を開始し、また新たに建造物を対象とする「文化財ドクター派遣事業」を立ち上げることができた等、阪神・淡路大震災の教訓が十分生かされたこと。またここでは国指定の文化財以外のものも対象にしたこと。
- ・修復に必要な費用は、補正予算を中心に相当程度の財源が確保できると共に、2億円超に上る民間からの寄附が得られたこと。また初めて海外からの寄附を受ける体制を作ったこと。
- ・文化施設は290施設が被災し、被災者の方々が必要とする文化芸術活動の再開が思うように始められなかったこと。
- ・音楽等の多くの公演が自粛により中止・延期され、また海外からのアーティストの訪日や美術品の貸与が直前にキャンセルされ、相当程度の追加的経済負担を関係団体に与えたこと。
- ・阪神淡路大震災に比して、かなり早い時期から文化芸術による精神的勇気づけが欲しいという声や、失われた伝統芸能等の復活を望む声が被災者の方々から直接またはメディアを通して聞かれるなど、生活の

中で文化芸術のもつ大きな力が確認されたこと。

- ・こうした文化芸術による心のケアや地域コミュニティの再興のために、現地のニーズとアーティストのオファーをいかにきめ細かくマッチングするかが当初より大きな課題であったが、ようやくアーティストを派遣して子供たちに文化芸術を体験してもらおう事業(上記(二))が昨年9月開始され、また芸術家等と被災地をつなぐ仕組み(上記(ホ))を4月から新たに立ち上げる準備ができつつあること。



(写真1)日光輪王寺慈眼堂廟塔の復旧工事
(財団法人日光社寺文化財保存会提供)



(写真2)美術工芸品の応急措置の様子

- ・ [東日本大震災による文化芸術分野の被災状況](#)
- ・ [文化芸術分野の復旧・復興に向けた取組](#)
- ・ [国際的風評被害対策・日本ブランド再構築等のための取組について](#)

[トップページへ](#)

[ページのトップへ](#)

[シンボルマーク](#)

[個人情報保護](#)

[文化庁ホームページについて](#)

[プライバシーポリシー](#)

Copyright © 2011 The Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

東日本大震災からこれまでの文化芸術分野の取組

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から、これまでの間の文化芸術分野の被害状況、復旧・復興に向けた取組状況、今後の課題について概括すれば、以下のとおりである。

I 文化芸術分野の被害状況

1. 国指定等文化財の被害状況(平成24年3月1日現在)

○被害件数:744件(1都18県)

国宝	重要文化財	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	天然記念物	重要伝統的建造物群保存地区	重要有形民俗文化財	その他(顕彰碑等)	小計
5	160	6	90	5	17	16	6	4	445	754

※重複指定があるため、合計は一致しない。

○被害を受けた主な文化財

- ・国 宝:瑞巖寺庫裏及び廊下(宮城県)(漆喰壁に一部崩落・亀裂)
- ・国 宝:阿弥陀堂(福島県)(扉周りに軽微な破損)
- ・特別名勝:松島(宮城県)(各所で地震及び津波による被害)
- ・特別名勝・特別史跡:毛越寺庭園(岩手県)(庭園に配置している立石の傾斜)
- ・特別史跡:江戸城(東京都)(石垣等一部崩落)

2. 文化会館等の被害状況(平成24年3月1日現在)

○被害のあった施設:278施設(1都15県)

青森県(3施設) 岩手県(19施設) 宮城県(36施設) 秋田県(2施設)
 山形県(11施設) 福島県(40施設) 茨城県(35施設) 栃木県(22施設)
 群馬県(4施設) 埼玉県(35施設) 東京都(20施設) 千葉県(27施設)
 神奈川県(11施設) 新潟県(7施設) 長野県(1施設) 静岡県(5施設)

○主な被害

- ・ホール天井の落下・破損
- ・舞台設備の破損
- ・壁、ガラスの破損
- ・給配水管等の破損 等

3. 公演等への影響

東日本大震災の影響により、公演や展覧会等にも中止や延期等が生じた。

(1)公演の中止・延期

- ・社会状況から判断しての自粛
- ・会場の損傷
- ・交通機関の十分な確保が困難
- ・海外アーティストの来日中止 等

(2)展覧会等の中止・延期

- ・広島県立美術館「印象派の誕生」展
- ・山梨県立美術館「モーリス・ドニ展」
- ・豊田市美術館「ジョルジョ・モランディ展」
- ・三井記念美術館「北斎展」
- ・横浜美術館「プーシキン美術館展」
- ・東京国立博物館 特別展「写楽」
- ・損保ジャパン東郷青児美術館「アルプスの画家 セガンティーニ ―光と山―展」
- ・東京富士美術館「地上の天宮 北京・故宮博物院展」

- ・群馬県立近代美術館「皇帝の愛したガラス展」
- ・福島県立美術館「ベン・シャーン クロスメディア・アーティスト」展 等

II 文化芸術分野の復旧・復興に向けた取組状況

1. 文化庁長官メッセージの発出

文化庁長官から国民に対しメッセージを発出。

- ・「東北地方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に協力を」(平成 23 年 4 月 1 日)
- ・「当面の文化芸術活動について」(平成 23 年 4 月 12 日)
- ・「東日本大震災から1年を迎えて」(平成 24 年 3 月 11 日)

※上記のほか、文化審議会会長から文化庁長官に対し意見書が提出された。

- ・「文化芸術分野の東日本大震災からの復興に向けて」(意見)(平成 23 年 6 月 14 日)

2. 被災文化財の調査・復旧等

①文化財被害状況調査

- 各教育委員会からの要請に基づき、文化庁の文化財調査官を派遣。被災した文化財の状況把握、修理・復旧等について指導・助言を実施。
- 調査件数:250 件(9県)(平成 23 年 8 月 10 日終了)

②文化財レスキュー事業(東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業)

- 被災した文化財のうち美術工芸品等(動産)を緊急に保全するため、それらの救出、応急措置、博物館等における一時保管を実施。
- 宮城県を中心に、石巻文化センター、陸前高田市立博物館、歌津魚竜館等でレスキュー活動を実施。延べ 4,926 人が参加。(平成 24 年 4 月 1 日現在)

③文化財ドクター派遣事業(東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業)

- 被災した文化財のうち建造物を対象に、現地に調査員(文化財ドクター)を派遣し、建造物の被災状況の調査、応急措置及び復旧に向けての専門的な技術的支援等を実施。
- 11 県 198 市町村に調査員(延べ 467 人)を派遣。(平成 24 年 4 月 1 日現在)

※上記②及び③の事業については、1. の文化庁長官メッセージにより、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団を窓口として集められた寄附金も活用(平成 24 年 4 月 1 日現在の累積寄附金額 2 億 7 千万円超)。

④被災文化財の修理・復旧

- 被災した国指定等文化財について、国宝重要文化財等保存整備費補助金により修理・復旧すべく、平成 23 年度当初予算を活用するとともに、第 3 次補正予算において 32 億円を計上、交付決定済。平成 24 年度予算においても 19 億円を計上。

3. 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱い

- 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、復旧・復興と埋蔵文化財保護の両立を図るため、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めることや、限られた発掘調査期間の中で発掘調査が完遂できるよう、発掘調査の弾力的な運用に努めることについて関係都県等教育委員会に通知(平成 23 年 4 月 28 日付け、平成 24 年 4 月 17 日付け文化庁次長通知)。
- 復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査については、「復興交付金」の対象事業として全額国費で実施。
- 震災復興の迅速な埋蔵文化財発掘調査に対応するため、文化庁より全国の都道府県等教育委員会に協力を依頼。各教育委員会の協力により、平成 24 年 4 月から 20 名の埋蔵文化財専門職員を岩手県・宮城県・福島県に派遣し、被災地の復興事業の進捗状況を鑑み、追加派遣を要請予定。

4. 特別名勝松島に関する取組

- 特別名勝松島の指定地内における建物の建設等に係る柔軟な対応が求められた。
- 震災復興に伴う保存管理の在り方については、管理団体である宮城県が設置し、関係市町及び文化庁が参加する検討会で検討を行い、平成 24 年 1 月 25 日に最終報告が取りまとめられた。本最終報告を踏まえて、個々の現状変更の案件について対応する予定。

5. 文化施設の復旧

- 平成 23 年度第 1 次及び第 3 次補正予算に計上された公立社会教育施設災害復旧費補助金により、東日本大震災によって被災した公立文化施設の復旧を平成 24 年度も引き続き実施(第1次補正予算:87 億円の内数、第3次補正予算:329 億円の内数)。(平成 23 年度予算を一部繰り越し)
- 現在、災害復旧事業に係る現地調査を実施し、公立文化施設の復旧のための事業計画を確認。(申請予定件数 114 件のうち、89 件が確認済。(平成 24 年 5 月 1 日現在))

6. 子どもの文化芸術体験の充実(次代を担う子どもの文化芸術体験事業(派遣事業))

- 子どもたちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るとともに、円滑な地域の復興に資するため、東日本大震災復興支援対応として、被災地の学校、避難所の子どもたちに、文化芸術活動を提供する事業を実施。
- 事業実施主体となる被災地の県及び政令指定都市の実行委員会(被災自治体、文化芸術関係団体等で組織)において実施希望校等の募集を行い、9 月より芸術家の派遣を開始。(岩手県、宮城県、福島県、栃木県、仙台市において合わせて 459 件を実施。(平成 23 年度))

平成 24 年度においても東日本大震災復興支援対応として事業を実施予定。

7. 文化芸術による復興推進コンソーシアム

- 行政機関、芸術家、芸術団体、文化施設、助成財団等が分野の枠を超えて連携協力し、文化芸術を通じた被災地の復興支援活動を展開するため、(社)全国公立文化施設協会及び(社)日本芸能実演家団体協議会を共同事務局とするコンソーシアムを平成 24 年 5 月に設立。
- コンソーシアムの立ち上げに先立ち、平成 24 年 3 月 13 日にコンソーシアムの設立記者会見及びシンポジウムを東京国立博物館において開催。

Ⅲ 今後の取組

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)に記載されている以下の取組などを引き続き進めるため、平成 24 年度予算において必要経費を計上している。これらを通じて、今後とも被災地をはじめ日本全体の創造的復興に向けて息の長い取組を進めていく。

- ・迅速な埋蔵文化財調査を可能とする体制整備
- ・文化財等の修理・修復
- ・伝統行事や方言の復興への支援
- ・被災した博物館・美術館等の再建支援
- ・地域を元気づける文化芸術活動に対する支援
- ・芸術祭・音楽祭等のイベントの開催支援 等